

意見内容（指導事項）

- ① 大規模な事業であることから、環境面や災害対策を不安視する住民意見も想定される
ところであり、本事業を計画するにあたっては、地域住民への必要な情報の提供、丁
寧で十分な説明と意見の聴取を確実に進めるとともに、当該地域が自然豊かで極めて
閑静であることを踏まえ、事業者として当該住民等の不安の払拭に努め、理解が得ら
れるよう誠実に対応すること。
- ② 騒音、振動及び低周波音の調査及び予測の地点は、住民説明会や地元説明会等で、騒
音調査・騒音シミュレーションの予測結果を地域住民に示せるよう十分な調査地点数
を設け、その内容の記載を検討すること。
- ③ 風力発電事業と周辺地域とが共存し、未然にトラブルを防止するため、地域との環境
保全協定の締結などを検討すること。
- ④ 事業実施想定区域周辺は、現状相当に静穏な地域であることから、単に環境省が定め
る『風力発電施設から発生する騒音に関する指針』に示す指針値を満足するだけでは
なく、出来る限り騒音の影響が生じないように努めること。
- ⑤ 事業実施まで長期間を要する場合は、事業実施想定区域及びその周辺の社会環境、生
活環境または自然環境の変化の状況を踏まえ、適切に計画を再検討すること。
- ⑥ 事業実施想定区域は七尾市及び穴水町にまたがり、面積 1,759.5ha の広大な区域にお
いて出力が最大で 71,400kw、最大 17 基の大規模な風力発電施設を計画しているも
のであるが、現時点では計画の熟度が低く、多くの事項が未定及び検討中とされてい
ることから、現段階における意見を述べるものであり、今後の事業計画の検討にあた
っては専門家の意見を踏まえ、適切な調査、予測及び評価となるよう環境面から検討
した経緯を環境影響評価方法書以降の図書に記載すること。
- ⑦ 環境影響評価を実施するにあたっては、基礎資料の収集に十全を期し、最新の知見及
び評価手法を採用するとともに、住宅の分布、風況その他の自然状況等の多面的な視
点から複数案を検討し、綿密な調査の実施により風力発電施設、関連施設の建設及び
稼働に伴う環境への影響を的確に把握し、周辺への影響を回避するような計画とする
こと。

- ⑧ 事業実施想定区域の近隣に計画されている他事業との環境負荷の相乗作用について、十分に本事業の環境影響評価方法書以降にも反映させること。
- ⑨ 騒音及び風車の影について、事業実施想定区域の設定に際し、住宅からの離隔について、どのような配慮を行ったのか明らかにするとともに、住宅及び環境保全配慮施設までの距離については、事業実施想定区域からの距離ではなく、風車設置予定範囲からの距離で予測評価を行うとともに、予定範囲から住宅等までの距離が分かるように資料として示すこと。
- ⑩ 本事業の輸送道路、取付道路、仮設道路、造成等工事による水環境への影響を検討する上で、分水嶺や集水域を図面等で示すとともに、適切な調査、予測及び評価を行うことができるよう調査地点を確保すること。
- ⑪ 事業実施想定区域及びその周辺における河川水・地下水の利用状況について、聞き取りなどにより個人利用等を含めて詳細に調査し、風車の設置工事及び供用に伴う水利利用への影響の可能性について住民に適切に説明すること。
- ⑫ 大型風力発電機については、工事中及び稼働中の周辺への環境影響を最小化する上で、安定した地盤上に設置されることが不可欠であることから、十分な地盤調査を実施し、その結果に応じて適切な施工計画を策定すること。
- ⑬ 事業実施想定区域には、土地に埋蔵されている文化財が存在する可能性もあることから、土地の形質の変更は極力回避するとともに、文化財保護法に基づき、工事着工前に埋蔵文化財分布調査を実施し、埋蔵文化財の保護に適切な措置を講じること。
- ⑭ ローター直径の 10 倍がフリッカーの影響を受ける範囲であるとしても、尾根上に設置されるため、影響範囲が更に広がると考えられることから、設置場所を決定する際には数値シミュレーション等で十分に配慮すること。
- ⑮ 動植物・生態系について、工事の実施による影響や周辺で設置又は計画されている他の風力発電事業による複合的な影響についても出来る限り広範囲で調査、予測及び評価をすること。

- ⑩ 景観への影響を評価するにあたっては、フォトモンタージュ法による予測風景図及び垂直視覚を用いること。また、主要な眺望点からだけでなく、人々が生活する拠点である集落からの見え方についても配慮すること。
- ⑪ 発電設備の耐用年数や事業期間について検討し、老朽機器等を適切に廃棄処分する計画を検討すること。